



## パワハラ(パワーハラスメント)

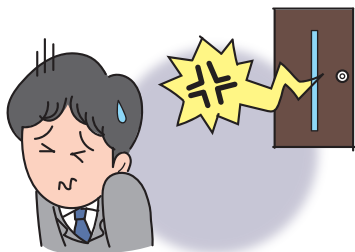
職場のパワーハラスメントは、働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為です。また、これを受けた人だけでなく周りの人、これを行った人、企業にとっても損失が大きいものです。

### パワハラとは・・・

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の\*優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を意味します。\*上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

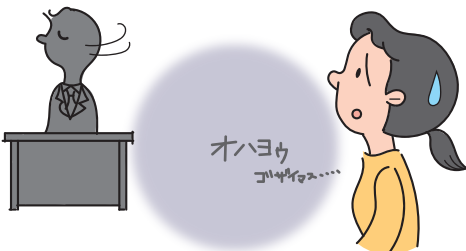
▶たとえば

隣の部屋からいつも怒鳴り声が。



▶たとえば

毎朝、挨拶しても無視される。(無視・仲間はずれなど人間関係からの切り離し)



▶たとえば

上司にネクタイを引っ張られる。



## マタハラ(マタニティハラスメント)

妊娠・出産・育児休業等を理由に解雇・契約変更・降格するなど、職場でのマタハラは、法律で禁止されています。

### マタハラとは・・・

働く女性が、妊娠・出産・育児などをきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児を理由とした、解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味することです。

▶たとえば  
妊娠を報告したら「退職してもらおう」と言われた。



▶たとえば  
正社員なのに、妊娠したら「パートになれ」と言われた。



▶たとえば  
1年契約で更新されてきたのが、妊娠を伝えたら、「次の契約更新はしない」と言われた。



## ひとりで悩まないで! 相談してください

岐阜労働局雇用環境・均等室

**058-245-1550**

労働相談専用ダイヤル  
058-245-8124

8:30~17:15  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

岐阜市 労働なんでも相談

※相談は面談で行います

●相談日

毎週金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00~12:00/13:00~16:00

●場所

岐阜市 市民相談室  
(市役所本庁舎低層部2階)

●相談員

社会保険労務士

●利用料

無料

●その他

事前予約は不要です。

●問い合わせ先

岐阜市 産業雇用課 058-214-2358

岐阜市女性センター

**0120-786874**

月曜日~土曜日

10:00~12:00/13:00~16:00

※ただし、祝日・休館日(毎月最終火曜日)と年末年始(12/29~1/3)、イベント開催日などを除く※県内のみ通話可能です。  
※相談員の研修により、お休みする場合がありますのでご了承ください。